

第 1 回 情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時 令和 2 年 9 月 1 7 日 (木)
午後 1 時 2 5 分～
場 所 国保連合会 5 階会議室

出席者 岡野委員 (会長)、惣谷委員、青木委員

益田事務局長、三栖次長兼会計管理者、村田業務課長、
坂口総務課班長、石橋業務課班長、楠総務課主査、
大谷業務課主査

- 1 開会 午後 1 時 2 5 分
- 2 事務局長あいさつ
- 3 委員及び事務局職員の紹介 (→ 事務局長 退席)
- 4 議題 (会長進行)
 - (1) 特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) 【見直し案】 の第三者点検について
 - (2) 個人情報取扱事務届出の報告について
 - (2) その他

○ 議題

- (1) 特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) 【見直し案】 の第三者点検について

【事務局】説明

第三者点検の概要説明

- ・ 特定個人情報保護評価書の改正の流れ及び標準システムと中間サーバーとのサーバー間連携について、情報公開・個人情報保護審査会において評価書の第三者点検を実施する経緯と概要について説明
- ・ 基礎項目評価の説明
令和 2 年 6 月 3 日現在のしきい値で判断し、300,000 件を超えているので、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。
- ・ パブリックコメントの状況
令和 2 年 6 月 22 日 (月) から令和 2 年 7 月 21 日 (水) までホームページに公開 (意見募集)
意見募集の結果 「ホームページトップから特定個人情報の開示請求に関するページへアクセスできるようにすること」

評価書への反映 ホームページに関しては、すでに対応、評価書に関しては、ホームページのトップページから開示請求に関するページへアクセスできるように対応している旨を追記。

- ・見直し内容点検のポイント説明
 - 主な見直し内容として、医療保険者等向け中間サーバーとの接続方法を、従来の統合専用端末連携に加え、サーバー間連携を追加。
 - サーバー間連携導入に伴う、広域連合の新規業務、リスク対策などの事を追加
 - 追加内容については、厚生労働省から記載内容を示されているため各都道府県の広域連合が同一の内容となる
 - 評価書（案）の※部分の変更も含まれているため、重要な変更にあたる内容となっている。
- ・評価書（案）のⅠ～Ⅲの項目ごとに重要な変更について説明

Ⅰ 基本情報

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- ・番号法改正による形式的な変更等重要でない変更について説明

【各委員】

- ・サーバー間連携の導入段階で、業者におけるテスト送受信について、データは、実際のデータにて行うのか。
→テスト用のデータを使用します。
本運用開始の段階で、念のため、送受信のテストを行うのか。
→導入段階で、十分テストを行っているため、本運用開始時にはテストを行いません。
- ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の操作は、情報利用統括責任者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができないとされているが、特定しているのか。
→特定しています。
- ・従前の統合専用端末連携を含め、今回導入するサーバー間連携について標準システムと中間サーバーとの関係を含め再度説明を求める。
→統合専用端末連携及びサーバー間連携について説明をし、今回導入するサーバー間連携のセキュリティ対策について再度説明を行った。
- ・情報利用統括責任者によって統合専用端末の操作を許可された者の人数は。
→2名です。

- ・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク 2 権限のないものによって不正に使用されるリスク」 にサーバー間連携に関する内容が載っていないのはなぜか。

→このリスクに関する内容については、サーバー間連携を導入しても影響のない箇所であり、実際影響のある個所に関しては、サーバー間連携に関する内容を追加しています。

- ・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）」 「リスク 2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」 「リスクに対する措置の内容」 欄の、市町村の窓口端末以外には行えないデータ配信と、情報提供ネットワークシステムとの接続での統合専用端末連携及びサーバー間連携のデータの送受信との違いは。

→市町村とのデータ配信については、標準システム内で市町村へ一斉送信するデータであって、広域連合の標準システムと医療保険者等向け中間サーバーとの接続に関する送受信とは違うものであります。

（２）個人情報取扱事務届出の報告について

【事務局】

令和 2 年 4 月 1 日付けで届出のあった個人情報取扱事務届の内容について説明。

【各委員】

- ・「会計年度任用・臨時職員に関する事務」の変更届出書について、『個人情報の内容』のうち「健康状態」を外部提供するようになったのは、地方公務員法の改正によるものか？

→会計年度任用職員の健康増進のため「健康状態」に関する個人情報を提供するものであって、地方公務員法の改正には関係ありません。

（３）その他

【各委員】特に意見なし。

【事務局】

本日の審査会を経て、国の個人情報保護委員会への提出に向けて事務を進めていくことを説明

（午後 2 時 3 2 分閉会）